

議案第91号

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正）

第1条 飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの

第2条第3項中「、生活療養標準負担額（居住費に限る。）」を「、食事療養標準負担額（18歳に達した日の属する年度の末日までにある者に係るものを除く。）、生活療養標準負担額」に改め、同条に次の1項を加える。

4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合を含む。）をいう。

第3条第1項第1号ア中「（平成17年法律第123号）」を削り、同条第2項第4号中「前条第1項第4号又は第5号」を「前条第1項第5号又は第6号」に改める。

第4条を次のように改める。

（支給）

第4条 本市は、対象者に係る一部負担金について、当該対象者に支給する。
ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 第2条第1項第3号に掲げる重度心身障害者が精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。）に入院した場合における一部負担金
- (2) 第2条第1項第4号に掲げる重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金
- (3) 対象者の責めに帰すべき事由による過分の自己負担金
（飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正）

第2条 飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「保険給付」の次に「、食事療養標準負担額（18歳に達した日の属する年度の末日までにある者に係るものを除く。）、生活療養標準負担額」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の改正規定 令和9年1月1日
- (2) 附則第4項の規定 公布の日

（飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の支給について適用する。

（飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の医療に係る医療費の支給について適用する。

（飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正に伴う準備行為）

- 4 新条例第4条の規定による医療費の支給に関し必要な受給資格の登録その他の行為は、施行日前においても新条例第5条及び第6条の例により行うことができる。

令和7年11月28日提出

飯能市長 新井重治

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（用語の意義） 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 省略 <u>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの</u> (5) 省略 (6) 省略 2 省略 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、<u>食事療養標準負担額（18歳に達した日の属する年度の末日までにある者に係るものを除く。）</u>、<u>生活療養標準負担額</u>、他の法令等の規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。 <u>4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17</u>	（用語の意義） 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 2 省略 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、<u>生活療養標準負担額（居住費に限る。）</u>、他の法令等の規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。

年法律第123号)第58条の規定により公費負担された医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号の精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)に係るものに限る。)の自己負担分(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合を含む。)をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は

(対象者)

第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費

入居している者 イ～コ 省略 (2)～(13) 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (1)～(3) 省略 (4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者(前条第1項第5号又は第6号に掲げる重度心身障害者で、65歳に達する日前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める障害の状態にあったと市長が認めるものを除く。) (5) 省略 <u>(支給)</u> <u>第4条 本市は、対象者に係る一部負担金について、当該対象者に支給する。ただし、次に掲げるものを除く。</u> (1) <u>第2条第1項第3号に掲げる重度心身障害者が精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。)に入院した場合における一部負担金</u> (2) <u>第2条第1項第4号に掲げる重度心身障害者に係る精神通院医療費以</u>	の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ～コ 省略 (2)～(13) 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (1)～(3) 省略 (4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者(前条第1項第4号又は第5号に掲げる重度心身障害者で、65歳に達する日前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める障害の状態にあったと市長が認めるものを除く。) (5) 省略 <u>(支給)</u> <u>第4条 本市は、対象者に係る一部負担金(第2条第1項第3号に掲げる重度心身障害者が精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。)に入院した場合における一部負担金及び対象者の責めに帰すべき事由による過分の自己負担金を除く。)</u>について、当該対象者に支給する。
--	--

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（用語の意義） 第2条 省略 2～5 省略 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、<u>食事療養標準負担額</u>（<u>18歳に達した日の属する年度の末日までにある者に係るものを除く。</u>）、<u>生活療養標準負担額</u>、他の法令等の規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。	（用語の意義） 第2条 省略 2～5 省略 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、他の法令等の規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。